○国土交通省令第六十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第四項及び第五項並びに第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技能証明の申請） **第四十二条**　法第二十二条の技能証明を申請しようとする者（第五十七条の規定により申請する者を除く。以下この条において「技能証明申請者」という。）は、技能証明申請書（第十九号様式（全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者（以下「学科試験全科目免除申請者」という。）にあつては、第十九号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　第四十八条の二の規定により一部の科目の試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し 三・四　（略） 3　（略） 4　技能証明申請者（学科試験に合格した者又は学科試験全科目免除申請者に限る。）は、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 5　（略） （学科試験の有効期間） **第四十八条**　学科試験に合格した者は、その合格した学科試験に係る前条の通知があつた日から二年（当該者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以内の期間に限り、実地試験を受けることができる。 一　飛行機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Ｎである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（以下「特定飛行機普通Ｎ」という。）又は当該耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機について、六月以上の整備の経験（実地試験申請書（第十九号の二様式）提出の日前一年以内のものに限る。次号及び第三号において同じ。）を有する場合 二　回転翼航空機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級又は回転翼航空機輸送ＴＢ級である回転翼航空機について、六月以上の整備の経験を有する場合	（技能証明の申請） **第四十二条**　法第二十二条の技能証明を申請しようとする者（第五十七条の規定により申請する者を除く。第三項において「技能証明申請者」という。）は、技能証明申請書（第十九号様式（全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者（以下「学科試験全科目免除申請者」という。）にあつては、第十九号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　第四十八条又は第四十八条の二の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し 三・四　（略） 3　（略） 4　第一項の規定により技能証明を申請する者は、当該申請に係る学科試験の合格について第四十七条の通知があつた日（学科試験全科目免除申請者にあつては、技能証明申請書提出の日）から二年以内に戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 5　（略） （試験の免除） **第四十八条**　学科試験に合格した者が、当該合格に係る資格と同じ資格の技能証明を同じ種類の航空機（航空工場整備士の資格にあつては、同じ種類の業務）について申請する場合又は法第三十三条第一項の航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を申請する場合は、申請により、当該合格に係る前条の通知があつた日から二年以内に行われる学科試験を免除する。